公入管第 844 号 平成27年3月27日

大分県建設産業団体連合会長

殿

(一社) 大分県建設業協会長

大分県土木建築部長

大分県公共工事請負契約約款の一部改正について(通知)

大分県公共工事請負契約約款(平成23年大分県告示第316号)について、下記のとおり改正したので通知します。つきましては、貴傘下会員等あて周知をお願いします。

記

- 1 改正内容 約款第3条のうち、請負代金内訳書の作成及び提出に関する規定の削除
- 2 改正理由

平成27年4月1日以降の建設工事に係る入札の際に、全ての応札者から「入札金額内訳書」の提出を求めることとしたことから、約款第3条により、契約後、一定の請負代金(現行運用上は1億円)以上の工事において求めていた「請負代金内訳書」の作成及び提出が不要になったことによるもの。

- 3 施行期日 平成27年4月1日から施行する。
- 4 その他 旧約款様式を使用した場合は、従前どおり、該当字句の削除により対応する。

(公共工事入札管理室)